令和2年第7回八雲町議会臨時会会議録

令和2年11月30日

〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 3 号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 Γ 議案第 1 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する

条例

議案第 2 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正

する条例

日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度八雲町病院事業会計補正予算(第4号))

日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について

(損害賠償額の決定について)

日程第 7 発委第 1 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部を改正する条例

〇出席議員(14名)

2番 関 口 正 博 君 3番 佐藤智子君 4番 横 田 喜世志 君 實君 5番 斎 藤 君 睦 美 君 6番 大久保 建 一 7番 赤井 三 澤 公 雄 9番 君 田中 裕君 10番 仁 11番 牧 野 君 12番 安藤 辰 行 君 13番 宮 本 雅 晴 君 14番 千 葉 隆 君 副議長 15番 黒 島 竹 満 君 議 長 16番 能登谷 正 人 君

○欠席議員(○名)

〇欠 員(2名)

○出席説明員

副 町 長 町 岩 村 克 詔 長 君 吉 田 邦 夫 君 総務課長 町 萬 谷 俊美 濹 副 長 君 聡 君 併選挙管理委員会事務局長 政策推進課長 竹内友身 君 新幹線推進室長 团 部 雄一 君 会計管理者 財 務 課 長 川崎 芳 則 君 馬 着 修一 君 兼会計課長 住民生活課長 川口 拓 也 君 保健福祉課長 戸 淳 君 田 公園緑地推進室長 佐々木 裕一 君 環境水道課長 田村 春 夫 君 佐藤 英彦 君 水 産 課 長 伊 修 君 環境水道課参事 藤 商工観光労政課長 藤牧 直人君 教 育 長 土井寿彦君 社会教育課長 兼図書館長 学校教育課長 佐 藤 真理子 石 坂 浩太郎 君 君 郷土資料館長 町史編さん室長 体 育 課 長 三 坂 亮 司 君 総合病院事務長 成田耕治 君 総合病院庶務課長 竹 内 伸 大 君 総合病院医事課長 石 黒 陽子 君 総合病院地域医療連携課長 長谷川 信 義 君 総合病院地域医療連携課参事 加藤 孝 子 君 総合病院医事課参事

消防本部次長

八雲消防署長

高 橋

朗君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】 熊石消防署長 荒谷 佳 弘 君

大清水 良 浩 君

聡 君

大 渕

〇出席事務局職員

消 防 長

八雲消防署警防救急課長

◎ 開会・開議宣告

○議長(能登谷正人君) ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和2年11月30日招集、八雲町議会第7回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、9月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配布のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただき たいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(能登谷正人君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に横田喜世志君と牧野仁君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長(能登谷正人君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

- ○議長(能登谷正人君) これより局長に諸般の報告をさせます。
- ○議会事務局長(井口貴光君) ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配付しております議案3件、承認1件及び報告1件であり、また、議会運営委員会より条例改正1件が提出されております。

これら議案等説明のため、町長、教育委員会教育長、監査委員及び予め委任又は嘱託を受けた説明員の出席を求めております。

以上でございます。

◎ 日程第3 議案第3号

- ○議長(能登谷正人君) 日程第3 議案第3号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例を議題といたします。
- ○総務課長(三澤 聡君) 議長、総務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 総務課長。
- ○総務課長(三澤 聡君) おはようございます。

議案第3号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上

げます。

この度の改正は、令和2年の人事院勧告による国家公務員の期末手当の改定に準じて行うものであり、一般職員の期末手当について改正しようとするものでございます。概要説明の2ページをお開き願います。

はじめに、人事院勧告に基づいた一般職員の給与に関する条例の改正内容でございますが、期末手当を 0.05 月分を引き下げようとするものでございます。これにより、令和 2 年度における 12 月期の期末手当の支給率は、100 分の 130 から 100 分の 125 に減となり、手当の年間支給月数は期末勤勉手当を合わせまして 4.5 月から 4.45 月と 0.05 月減額となります。

次に、令和3年度においては6月期及び12月期の期末手当を、6月期は100分の130から100分の127.5~、12月期は100分の125から100分の127.5~改正し、支給率を均等にしようとするものでございますが、年間の期末勤勉手当支給月数に変更はなく4.45月となるものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案書 3ページをお開き願います。最初に、第 1 条の八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第 16 条は期末手当につきまして今年度中に適用する改正内容であり、第 2 項は再任用職員以外の職員の期末手当について 0.05 月分引き下げようとするもので、現行 100 分の 130 から 100 分の 125 に改正しようとするものでございます。また、第 3 項は再任用職員に対する規定で、同様に 100 分の 130 から 100 分の 125 に改正しようとするものでございます。なお、附則で令和 2 年 12 月 1 日から施行するものとして規定してございます。

次に、第2条でございますが、第1条で改正する内容を更に改正しようとするものであり、第2項で改正後の期末手当の 100 分の 125 を 100 分の 127.5 に改正しようとするもので、令和 3 年度の 6 月期と 12 月期に支給する期末手当の支給月数を均等にしようとするものでございます。第 3 項は第 1 条同様に、再任用職員の読み替え規定も 100 分の 125 から 100 分の 127.5 に改正しようとするものでございます。

附則として第2条の改正は、令和3年4月1日から施行するものとして規定してございます。 以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第1号及び議案第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第4 議案第1号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一

部を改正する条例並びに議案第2号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正 する条例については、関連がありますので一括議題といたします。

- ○総務課長(三澤 聡君) 議長、総務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 総務課長。
- ○総務課長(三澤 聡君) 議案第1号及び議案第2号につきましては関連がございますので、 一括してご説明申し上げます。

この度の改正は、令和2年の人事院勧告による国家公務員の期末手当の改定に準じて行う一般職員の期末手当の支給率に準じ、特別職の期末手当の支給率について改正しようとするものでございます。

はじめに、議案書1ページの議案第1号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例についてご説明申し上げます。

第1条八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正の第2条第3項は期末手当の規定 でございますが、一般職員の条例との読み替え規定により、現行100分の225を0.05月分引き 下げ、改正後を100分の220に改正しようとするものでございます。

次の、第2条八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正の第2条第3項は、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、令和3年度から0.05月分の引き下げ分を6月期と12月期に振り分け、均等に支給しようとするため改正しようとするものであり、第1条改正後の支給率である100分の220を100分の222.5に改正しようとするものでございます。附則として第1条の改正は令和2年12月1日から、第2条の改正は令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、2ページの議案第2号八雲町長教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第1号と同様の改正でございますので説明を省略させていただきます。

以上、議案第1号及び議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 承認第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題 といたします。 本件は、令和2年度八雲町病院事業会計補正予算第4号を専決処分したことに対する承認で ございます。提出者の説明を求めます。

- ○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長、総合病院庶務課長。
- ○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。
- ○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。議案書4ページ及び5ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年八雲町病院事業会計補正予算第4号について、令和2年11月2日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

補正予算第4号は、病院事業における新型コロナウイルス感染症対策のうち、緊急性の高い 事業である医療機器の整備を行うため、これら執行に係る予算の確保について令和2年11月2 日付で専決処分いたしましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、令和2年度八雲町病院事業会計補正予算第4号について説明いたします。議案書6ページをご覧願います。

この度の補正は、第2条資本的収入及び支出について、収入第1款資本的収入 第5項総合病院補助金に800万8千円を追加し2億6,786万1千円とし、支出第1款資本的支出 第1項総合病院建設改良費に800万8千円を追加し、1億2,163万円とするものであります。詳細につきまして議案書7ページにより説明いたします。議案書をお開き願います。

補正予算実施計画により支出から説明いたします。

支出第1款資本的支出 第1項総合病院建設改良費 1目固定資産購入費備品購入費 800 万 8 千円の追加は、分娩監視装置1台及び生体情報モニター一式を整備するために要する費用の計 上であります。

分娩監視装置は、妊婦及び胎児の状態をモニタリングし分娩のタイミングを把握する機器であり、妊婦が新型コロナウイルスに感染した事態に備えるものであります。

生体情報モニターは、病室において患者の呼吸、脈拍及び血中酸素濃度等の状態を把握する機器であり、これら生体情報を無線伝送により中央管理機器において管理することで、感染リスクの低減及びモニタリングの効率化を持って、より適切な患者の管理及び医療従事者の負担軽減を図るものであります。

これに対応いたします収入についてでありますが、収入第1款資本的収入 第5項総合病院補助金 1目補助金道補助金800万8千円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、補助率は10分の10以内であり支出と同額の計上であります。

以上で、承認第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第6 報告第1号

- ○議長(能登谷正人君) 日程第6 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。 本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。
- ○学校教育課長(石坂浩太郎君) 議長、学校教育課長。
- ○議長(能登谷正人君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坂浩太郎君) 報告第1号専決処分の報告についてご説明いたします。議 案書8ページからになります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたのでご報告いたします。議案書 9 ページをご覧願います。

専決処分の内容でございますが、本件は、令和2年10月23日八雲町落部272番地先路上において、落部小学校での業務のため小学校駐車場に町有自動車を停めようとしたところ、駐車場入り口付近が混雑していたため、当該自動車を後進させた際に後方に停車していた相手方車両と接触し損害を与えた事故について、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するため損害賠償の額を決定したものでございます。

損害賠償の額は30万6,655円で、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

今後このようなことがないよう、改めて安全運転、安全確認を徹底するよう努めてまいります。この度は関係各位にご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。

以上、報告第1号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いい たします。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第7 発委第1号

- ○議長(能登谷正人君) 日程第7 発委第1号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○14番(千葉 隆君) 議長、千葉。
- ○議長(能登谷正人君) 千葉君。
- ○14 番(千葉 隆君) 発委第1号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例について提案説明をいたします。

本件は、先ほど可決されました町長等の期末手当の支給率の改正と同様、議員の期末手当の支給率を改正するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

現行の期末手当の支給割合は、 $6月 \cdot 12$ 月ともに 2.25 月分で年間で 4.5 月分となっておりますが、0.05 月分引き下げ、年間で 4.45 月分に改正しようとするものであります。

それでは、発委第1号の別紙をご覧願います。

第1条の条例第4条の第2項は期末手当の規定でありますが、本年12月に支給する期末手当を現行100分の225を0.05月分引き下げ、100分の220に改正するものでございます。

次に、第2条の条例第4条第2項は、町長等の改正内容と同様に、第1条で12月に0.05月分減としたものを来年度からは6月と12月に振り分けて調整支給しようとするための改正で、6月・12月ともに100分の222.5に改正するもので、年間の期末手当の支給割合に変更はございません。

附則といたしまして、施行期日を令和2年12月1日からとするものですが、第2条の改正規 定につきましては、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長(能登谷正人君) これをもちまして、本臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和2年第7回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前10時22分]